

○江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年3月23日規則第4号

改正

平成18年3月31日教委規則第1号

江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年江北町条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、江北町役場前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 条例第3条に規定する申請ができる者は、団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納していること。

2 その他申請資格に関して必要な事項は、別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条第1号の申請資格を有していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (2) 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 申込資格に関する申立書（様式第2号）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）

3 条例第3条第4号の当該団体の経営状況を説明する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
- (2) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (3) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (4) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (5) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(指定の通知等)

第5条 条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定した場合は、様式第5号により通知するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、様式第6号によるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号

指 定 申 請 書

年 月 日

江北町長 様

法人・団体名 _____

法人・団体住所 _____

代 表 者 名 _____ 印

江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	

2 提出書類

- ☐ (1) 法人登記簿の謄本(法人の場合)
- ☐ (2) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- ☐ (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- ☐ (4) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
- ☐ (5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第2号)
- ☐ (6) 管理を行う公の施設の事業計画書(様式第3号)
- ☐ (7) 管理に係る収支計画書(様式第4号)
- ☐ (8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
- ☐ (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)
- ☐ (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
- ☐ (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ☐ (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類にレ印を記入すること。

3 担当者及び連絡先

--

様式第2号

申 立 書

年 月 日

江北町長 様

法人・団体名 _____

法人・団体住所 _____

代 表 者 名 _____ 印

の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記
のとおり申し立てます。

記

☐ 以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

☐ 国税及び地方税の納税義務がない
(理由)

※ 該当する項目にレ印を記入すること。
様式第3号

(施設名)に関する事業計画書

年 月 日

団 体 名				
代 表 者 名		設 立 年 月 日		
団 体 所 在 地				
電 話 番 号		F A X 番 号		
E - M a i l				
現在運営している 類 似 施 設 名	所 在 地	主 な 事 業 内 容	運 営 開 始 年 月 日	
			開 始	年 月 日
			終 了	年 月 日

事業計画書(別紙可)

【管理運営を行うに当たっての経営方針について】
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について】
【施設の管理について】 1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。) 2 職員の研修計画 3 経理

【施設の運営について】

1 年間の自主事業計画（「自主事業計画」については、別紙に記入のこと。）

2 サービスを向上させるための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止及び対処方法

5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応

- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

【その他特記すべき事項があれば記入して下さい。】

自主事業計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第4号

(施設名)の管理に関する収支計画書(年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項 目			
支出合計(B)			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	管 理 費		
	事務経費		
収支 (A)－(B)			

自主事業計画書(年度)

法人・団体名

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③1人当たり 参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

(備考)

事業ごとに別紙に記載してください。
様式第5号

(文書番号)

年 月 日

(被選定者) 様

江北町長



公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	
施設の所在地	

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

(町又は委員会)告示第 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年江北町条例第9号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年 月 日

(町長等)



記

1 指定管理者の名称

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施設の所在地	

3 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

5 利用料金に関する事項